

議案第99号

財産（世田谷区本庁舎東1期棟及び西1期棟用一般什器、備品等）の取得の変更

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本案を提出する。

財産（世田谷区本庁舎東1期棟及び西1期棟用一般什器、備品等）の取得の変更

財産（世田谷区本庁舎東1期棟及び西1期棟用一般什器、備品等）の取得を、下記のとおり変更する。

#### 記

変更内容

納	期	既定納期	令和5年11月19日
		変更納期	令和6年5月19日

理 由

世田谷区本庁舎等整備工事における1期工事の工期を延長することに伴い、一般什器、備品等の搬入及び設置の時期を延期する必要があるため。